

平成 28 年度

定期監査結果報告書

平成29年3月

備 前 市 監 査 委 員



本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

なお、監査の結果に関する報告の決定は、同法同条第11項の規定により、複数の監査委員の合議によるところであるが、平成28年9月より、議員のうちから選任される監査委員が不在であるため、識見を有する者のうちから選任される監査委員である当職が監査の結果に関する報告を決定し、提出する。

平成29年3月

備前市監査委員 大 田 淳 一



## 目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の主な実施内容	1
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	3
1	ふるさと寄附課	3
2	税務課	4
3	まち営業課	5
4	上下水道課	6
5	備前中学校	7



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

市長室	備前焼ミュージアム、ふるさと寄附課
総合政策部	企画課、財政課、契約管財課
市民生活部	市民窓口課、三石出張所（市民窓口課）、税務課、環境課、公共交通課
保健福祉部	社会福祉課、香登幼稚園、伊部幼稚園、東鶴山幼稚園、日生幼稚園、吉永幼稚園、神根幼稚園
まちづくり部	まち営業課、まち整備課、上下水道課
吉永総合支所	管理課
会計課	
病院事業	市立備前病院、市立日生病院、市立吉永病院
教育委員会	教育総務課、学校教育課、吉永美術館、備前中学校、伊里中学校、三石中学校、日生中学校、吉永中学校
選挙管理委員会事務局	

## 第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

## 第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部課		実施場所
平成28年11月 4日(金)	市長室	備前焼ミュージアム	備前焼ミュージアム
	まちづくり部	まち整備課	監査委員事務局
	病院事業	市立備前病院	市立備前病院
	教育委員会	学校教育課	監査委員事務局
11月22日(火)	市長室	ふるさと寄附課	監査委員事務局
	総合政策部	財政課	〃
	市民生活部	市民窓口課	〃
	教育委員会	教育総務課	〃
11月24日(木)	市民生活部	環境課	〃
	保健福祉部	東鶴山幼稚園	東鶴山幼稚園
	会計課		監査委員事務局
	病院事業	市立日生病院	市立日生病院
	教育委員会	日生中学校	日生中学校
11月30日(水)	総合政策部	企画課	監査委員事務局
	〃	契約管財課	〃
	市民生活部	税務課	〃
	保健福祉部	社会福祉課	〃
	まちづくり部	まち営業課	〃
	教育委員会	伊里中学校	伊里中学校
12月13日(火)	保健福祉部	吉永幼稚園	吉永幼稚園
	〃	神根幼稚園	神根幼稚園
	吉永総合支所	管理課	吉永総合支所
	教育委員会	吉永美術館	吉永美術館
	〃	吉永中学校	吉永中学校

監査期日	対象部課		実施場所
29年 1月 5日(木)	市民生活部	公共交通課	監査委員事務局
	保健福祉部	香登幼稚園	香登幼稚園
	〃	伊部幼稚園	伊部幼稚園
	まちづくり部	上下水道課	坂根分庁舎
	教育委員会	備前中学校	備前中学校
1月31日(火)	市民生活部	三石出張所	三石出張所
	保健福祉部	日生幼稚園	日生幼稚園
	病院事業	市立吉永病院	市立吉永病院
	教育委員会	三石中学校	三石中学校
	選挙管理委員会事務局		監査委員事務局

## 第7 監査の結果

監査した結果は、次のとおりである。

### 1 ふるさと寄附課

#### (1) 意見（要望事項）

ア 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

##### (ア) ふるさと納税の返礼品について

備前市のふるさと納税に係る寄付金額は、平成27年度が27億1568万6156円（33,746件）、28年度が10月末までで8億3651万9821円（10,503件）となっている。

備前市では、従来、民間企業が提供するウェブサイトにおいてふるさと納税を募っていたが、当該サイトにおける返礼品の掲載基準として「家電品、大企業の品などについては掲載をご遠慮いただく方針」が示されたことから、28年6月に契約金額114万4800円で備前市独自の特設サイトの構築業務を委託し、同年7月から、電気・電子機器、自転車等を返礼品とするふるさと納税は、当該特設サイトにおいて募っている。

しかし、総務大臣が28年4月に各都道府県知事宛に通知した「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正について」（総税市第26号）によれば、「ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組み

であることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること」として、具体的には、「資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）」を挙げ当該物品を返礼品として送付しないよう求めている。

また、上記の通知を踏まえ、岡山県県民生活部市町村課長が28年4月に各市町村ふるさと納税担当課長宛に通知した「ふるさと納税に関する事務の遂行について（技術的助言）」（市第23号）によれば、「電化製品や商品券、高額な返礼品のようなふるさと納税の趣旨に反する返礼品の送付を行わないよう、適切に対処願います」としている。

したがって、備前市が独自に開設した特設サイトにおいて、電気・電子機器、自転車等を返礼品とするふるさと納税を募っていることは、前記及び上記の両通知の内容に沿っておらず、改善する必要があると認められる。

## 2 税務課

### (1) 意見（要望事項）

ア 経済性の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 固定資産税路線価付設に活用する標準的画地比準評価更新業務委託における見積書の徴取について

この業務委託は、平成30年度の土地評価替えに向け、不動産鑑定士による路線価の鑑定評価業務を委託金額594万円で、28年6月23日から30年1月31日までを契約期間とし、債務負担行為を設定し実施するものである。

税務課は、契約に当たり、9年度から当該業務を委託していたA不動産鑑定士が業務内容に精通しており、同人と引き続き契約することで当該業務の目的が達成できるとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定を適用してA不動産鑑定士が代表者であるB社と随意契約していた。そして、随意契約に際して徴取することとされている見積書については、当該B社のみから徴取していた。

しかし、備前市契約規則（平成17年備前市規則第47号）第27条第1項の規定によれば、随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとなっている。

また、不動産鑑定業務という国家資格を必要とする業務を委託するに際し、市が継続してA不動産鑑定士に委託してきた結果、A不動産鑑定士が業務内容に精通しているとしてA不

動産鑑定士又はB社以外の他の不動産鑑定士等を契約相手方から除外することは合理的ではないと認められる。

したがって、本件業務委託は、備前市契約規則第27条第1項の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴して、委託金額がより経済的なものになるよう検討する必要があると認められる。

### 3 まち営業課

#### (1) 意見（要望事項）

ア 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

##### (ア) 貸付けを行っている建物の耐震性について

まち営業課では、平成27年度に、頭島へのレストラン誘致事業の一環として、旧頭島郵便局を399万7080円で改修工事を実施し、129万7350円で塗装工事を実施している。また、厨房設備を79万3800円、冷蔵・冷凍庫を74万5200円、シンク・作業台等を74万3040円、計228万2040円で購入している。

そして、平成28年9月1日から月1000円で、旧頭島郵便局に係る建物等を貸し付けている。

建物の耐震設計のための基準（以下「耐震基準」という。）については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等において示されており、同施行令は、建物の耐震性を向上させるために昭和56年に改正されている（以下、この改正前の耐震基準を「旧耐震基準」という。）。

また、備前市では、地震に強いまちづくりを推進することとして、「備前市耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定し、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を補助することを目的とする建築物耐震診断等事業費補助制度や、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を補助することを目的とする木造住宅耐震改修事業費補助制度を展開している。

しかし、市は、旧頭島郵便局が旧耐震基準以前に設計、建築された建物であるのに耐震診断を実施しておらず、当該建物は、適切な耐震性能を有しているかが不明となっている。そして、前記の改修工事、塗装工事の際には、耐震化工事を行っていない。

このため、地震時には、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊するおそれがある。

また、旧頭島郵便局の借受者は同所でレストランを営んでいるが、地震時に建物が倒壊又は崩壊して生命、財産が失われるなどした場合、建物の所有者である市が、耐震診断、耐震化工事等の必要な対応を怠っていたことを瑕疵ととらえられ、損害賠償のほか、業務上過失致死傷罪という刑事責任を問われるおそれがある。

したがって、貸付けを行っている旧頭島郵便局について、耐震診断、当該耐震診断の結果に応じた建物の耐震化工事等といった必要な措置を講ずるための計画を策定する必要があると認められる。

## 4 上下水道課

### (1) 指摘事項

ア 適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(ア) 海域水質調査委託費の積算が過大となっていたもの

この委託事業は、市が、公共下水道放流海域の水質保全のため、日生海域における水質調査を平成 27 年度は 399 万 6000 円、28 年度も同額で、日生町漁業協同組合（以下「漁協」という。）に委託して実施しているものである。

上下水道課は、「下水道施設維持管理積算要領（社団法人日本下水道協会）」（以下「積算要領」という。）等に基づき、船で日生海域に赴き海水を採取する採水業務、採取した海水の水質を分析する水質分析業務、地上から海水の濁り具合等を観測する水質観測業務といった業務ごとに積算した金額を合計するなどして本件調査委託に係る経費を積算していた。

積算要領等によれば、各業務の person 費は、基準日額に人工を乗ずるなどして算定することとされている。

上下水道課は、採水業務及び水質観測業務について、1 回当たりの person 費を、2 人が 1 日（8 時間）をかけて業務に従事するとして、採水業務については試験助手に相当する基準日額に人工 2.0 を乗じて得られる金額（27 年度は 4 万 6800 円、28 年度は 5 万 1200 円）とし、水質観測業務については特殊作業員に相当する基準日額に人工 2.0 を乗じて得られる金額（27 年度は 3 万 4400 円、28 年度は 3 万 6400 円）としていた。そして、採水業務については年間 6 回、水質観測業務については年間 36 回実施するとして、それぞれの person 費を 27 年度は 28 万 0800 円及び 123 万 8400 円、28 年度は 30 万 7200 円及び 131 万 0400 円と算定していた。

また、水質分析業務については、検査項目ごとの単価に検査回数に乗じて、27、28 両年

度ともに115万8240円と算定していた。

しかし、実際の業務内容について上下水道課に確認させ報告を求めたところ、漁協からの聞き取りなどによれば、採水業務については、船のエンジン点検や燃料の補充、採水後の整理等を合わせて1回当たり1人が4時間程度の時間で業務を実施しており、水質観測業務については、道具の準備や観測場所の検討、後片付けなどを含めて1回当たり2人が4時間程度の時間で実施し、観測後、1回当たり1人が4時間程度の時間で報告書を作成しているとのことであった。また、水質分析業務については、漁協が研究機関に再委託しており、再委託に係る漁協から当該研究機関への支払は、年間一括の支払で、値引きを受けているとのことであった。

ただし、水質観測業務については2人で業務を実施しているとのことであるが、漁協が作成し上下水道課に提出した水質観測報告書に記載されている観測者の名前は1人のみであり、かつ、上下水道課が実際に立ち会って調査した際にも、1人のみで観測を実施していた。また、報告書の作成については、A4版の用紙3分の1程度の紙面に、観測日、観測時間、天気、気温、濁度、臭気等を記載する程度となっていることから、4時間もの時間を要するものとは考えられないものであった。

そこで、①採水業務については、1回当たり1人が4時間程度、②水質観測業務については1回当たり1人が4時間程度、③報告書の作成については、1回当たり1人が1時間程度、④水質分析業務については値引き後の額であるなどとして積算金額の合計額を算出し、委託費を修正計算すると27年度は254万8800円、28年度は259万2000円となり、本件委託費は27年度約144万円、28年度約140万円割高となっていて適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

## 5 備前中学校

### (1) 意見（要望事項）

ア 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(ア) 教育活動振興後援会会計及び教育基金振興後援会会計の資金残高等について

(教育活動振興後援会会計の資金残高について)

備前中学校では、教育活動にかかわる選手、代表等の派遣に関する経費の補助等を行うことを目的として、「備前中学校教育活動振興後援会会則」を定めて、教育活動振興後援会会計（以下「活動会計」という。）を設置して、保護者から月当たり200円の会費の徴収、

部活動の大会へ参加するためのバス代の補助等の会計経理を処理している。

平成26年度の活動会計の決算書によると、収入は計97万4672円、支出は計79万4250円で、差引残高は18万0422円となっている。なお、差引残高の全額は、備前中学校に別途設けられている教育基金振興後援会会計（以下「基金会計」という。）の27年度の歳入に繰り入れられることが、27年4月に開催された常任評議員会、同年5月に開催されたPTA総会において承認されており、27年度活動会計に繰り越された額はない。また、27年度の活動会計の決算書によると、収入は計91万2986円、支出は計54万7144円で、差引残高は36万5842円となっており、同額を28年度に繰り越している。さらに、28年度の収支については、28年12月19日までの日計に係る集計表によれば、収入は上記の差引残高の繰越分を含めて計93万9255円、支出は26万6290円となっており、差引残高67万2965円となっている。

このように、活動会計の収支は経常的に差引残高が発生しており、同会計に資金が滞留している状況となっている。

「備前市立学校預り金等事務取扱要綱」(平成21年教育委員会訓令第4号)第3条によれば、「預り金の額について、常に保護者負担の妥当性に配慮しなければならない」とされており、同要綱第4条第1項によれば、「預り金に係る保護者の経済的負担の軽減に努めなければならない」とされている。また、同要綱第5条第1項によれば、「校長は、預り金について適切な運営及び管理並びに計画的かつ効率的な執行を確保するため、校内に学校預り金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする」とされており、また、同条第3項によれば、「委員会は、予算編成の協議を行」うこととされている。

したがって、保護者の経済的負担の軽減、活動会計の計画的かつ効率的な執行の確保を図るため、委員会等において、世代間の公平性も考慮した上で、会費の額を協議するなどのことが必要である。

(基金会計の資金残高について)

前記のとおり、備前中学校には、活動会計とは別途に基金会計が設置されている。

しかし、同会計については、会則、細則等が定められておらず、いかなる収入を原資に、どのような事業の為に支出を行うのかが定められていない。

そして、基金会計の26年度の決算書によれば、収入は前年度からの繰越金149万8255円、25年度活動会計からの繰入金37万2198円、利息286円、計187万0739円、支出は部活動の大会出場に係るものとして計7万7826円、差引残高179万2913円となっている。また、27年度の決算書によれば、収入は前年度からの繰越金179万2913円、活動会計からの繰入金18万0422

円、利息318円、計197万3653円、支出は部活動の大会出場に係るものとして計13万0440円、差引残高184万3213円となっている。

前記の常任評議員会では、27年度以降は、活動会計に係る決算から、同会計の差引残高を基金会計に繰り入れないこととしているが、依然として基金会計に多額の資金が滞留している状況となっている。

したがって、①基金会計に係る会則、細則等を速やかに策定し、どのような事業の為に支出を行うのかを明らかにした上で、②委員会等において、世代間の公平性も考慮した上で、基金会計の収支及び差引残高の推移について協議を行っていくなどのことが必要である。